毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年６月30日
火　曜　日

号　外(3)

目　　次

公安委員会規則
○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和２年６月30日

富山県公安委員会委員長　麦野　英順

富山県公安委員会規則第４号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第15条第１号ア(ア)中「幼児（６歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア(イ)中「、幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

第56条の８中「法第 108条の３の４」を「法第 108条の３の５」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

令和２年６月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番